

# LEGAL REPORT

## 「被告人の更生と刑事弁護人の役割」

2010.3.1



猪木・手島法律事務所  
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月  
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13.～ 岡山弁護士会住宅紛争  
審査会・紛争処理委員

H14.02.01 ～岡山県建設工事紛争  
審査委員

H17.04.～ H18.03

岡山弁護士会副会長

H18.05.～ H21.04

日弁連 ADR 委員会委員

H18.08. ～ 手島弁護士と事務所合  
併「猪木・手島法律事  
務所」に

### ■ はじめに

「ほとんど事案が事実を認め有罪となるから刑事弁護はおもしろくない。」

そんな感覚の弁護士もいます。確かに公訴事実を認めてしまえば残るのは情状問題だけですし、法的好奇心を刺激されるようなことは少ないのも事実です。

しかし、それは法律問題にのみ目を奪われているからであって、依頼者自身の人生を見つめるなら弁護人の役割ほど重要なものはないのではないのでしょうか。

そもそも、依頼者である被告人にとって大切なのは、事件にどのような法律問題が含まれているかではなく、今後の生活がどうあるかの筈です。その意味で、無罪を争わない刑事事件の弁護活動に「被告人の更生」の視点は不可欠です。

私の限られた経験から事例を報告して、「弁護活動に被告人の更生の視点」が重要であることを説明したいと思います。

### ■ 事例その1

以前、覚せい剤の自己使

用で執行猶予付きの判決をもらったにも関わらず、1週間ほど後に再び覚せい剤を使用し逮捕された事案の国選弁護を引き受けたことがありました。

初めての接見の時、私が被告人に言った言葉は次のようなものでした。

「前の事件の時、あなたは何を反省したんだ？ 弁護人から厳しく指導を受けたのではないのか。」

ところが、よく聞くと前の弁護士からは何の指導も無かったことが分かりました。初犯だったためか、執行猶予が付くことの説明を受けた位で、その他どのような会話をしたか特に記憶にも残っていないとのことでした。

執行猶予を取るためだけの弁護活動がいかに問題かを実感しました。その後の私の弁護活動は、被告人に時間をかけて今後の人生を考えさせることに費やすことになりました。

本人の努力もあって、この被告人は再び執行猶予の判決を得ることができました。

その後忘れたところに、被告人から近況報告がありました。大阪で自分の店を構えがんばっているとのことでした。

## ■ 事例その2

また、ある傷害事件で私は、自暴自棄になって犯罪を犯した被告人に対し次のように論じたことがありました。

「誤解を恐れず言うが、刑が軽いか重いか、執行猶予が付くか付かないかなんてどうでもいいことだと思っている。あなたにとって本当に大切なのは、この裁判を通して更生の糸口を見つけ出せるかどうか、これから先どのような生活をしていくかだ。」「ポジティブな発想を持たないと、人は決して幸せにはなれない。どんなに恵まれない過去があったとしてもそれを乗り越えなければ、犯罪の世界から抜け出せないぞ。」

これに対し被告人の反応は意外なものでした。

「今まで何人かの国選弁護人にお世話になったけど、先生のように自分の将来のことを親身になって心配してくれた人は初めてです。」

嘯みしめるような口調でした。

さらに、「ほんま、うれしいっす。」を連発しました。見ると目にうっすら涙

を浮かべていました。やはり今までの弁護人は、刑期がいくらで執行猶予が付くとか付かないとか、そんな話に終始するのみだったとのことでした。

この被告人は、反省を深め、その結果再度の執行猶予を得ることができました。

後に、やはり被告人から近況報告がありました。それによると、「ある事がきっかけで自分の心のあり方を思い知らされ」「残りの人生、人に好まれる事、人を救える事をしていきたい」そのために寺に入って修行をすることにしたことでした。

被告人の劇的な変わりように驚かされました。

## ■ 事例その3

最近手がけた事件で大麻取締法違反の事件がありました。被告人に確認したところ、取り調べ段階においては、警察から大麻について書かれたパンフレットを見せられた程度で、大麻の危険性について本格的に学んだり考えたりする機会は無かったとのことでした。

そこで、大麻の危険性を認識させ考えさせるのは正に弁護人の役割ということになります。私はインターネットで大麻の危険性を調べ被告人にその資料を読ま

せるなどして公判に臨みました。

これも、執行猶予付き判決は間違いない事案でしたが、更生のための道筋を付けることに重点を置いた弁護活動でした。

## ■ 最後に

被告人が更生するか否かはその人自身の努力にかかっているのは間違いありません。しかし、今までの経験からしても、弁護人の役割は決して小さいものではないと考えています。

事実を争わない多くの事案で、弁護士の地味で心の通った活動が期待されているのだと思います。

私は、平成18年5月から保護司を拝命し現在各種研修に参加しているところですが、そこで感じたのは、保護司の方々がボランティアで、罪を犯した人の更生のために汗水を垂らして努力しているということです。

そのことを、弁護士がもう少し意識すれば、保護観察所への橋渡しの前段階として弁護人として何が出来るかという発想も出てくるのではないかと考えています。

2010.3.1